

**平成27年度
おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業
報告書**

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

目 次

1.事業の背景および目的	1
2. 事業での取り組み内容	2
2.1植物検疫条件の認知促進活動について	2
2.1.1訪日外国人旅行者に向けた認知促進活動	
2.1.2国内事業者に向けた認知促進活動	
2.2モデル販売について	6
2.2.1北海道での取り組み	
・モデル販売のフロー	
・モデル販売の関係者リスト	
・実績	
・モデル販売における成果と課題	
2.2.2福岡県での取り組み	
・モデル販売のフロー	
・モデル販売の関係者リスト	
・実績	
・モデル販売における成果と課題	
2.3アンケート調査結果	20
・福岡県における訪日外国人旅行者アンケート結果	
3.今後の展開について	21

<参考資料>

参考資料1:訪日外国人旅行者の概況	23
参考資料2:訪日外国人旅行者向けお土産農水産物販売促進協議会	26
参考資料3:メディア掲載および問い合わせのあった自治体の紹介	27
参考資料4:日本の果物に関する外国人アンケート結果	28
参考資料5:本事業にて活用した制作物	31

1.事業の背景および目的

「おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業」は、訪日外国人旅行者向けの消費税免税制度の改正に伴い、拡大が見込まれる日本の農産物のお土産需要に対応するため、以下の2点を実現するために実施された事業である。

【事業の目的】

(1) 植物検疫の手続きの理解促進と受検の円滑化

訪日外国人旅行者にとって、「検疫が必要である」ことや「その際に、諸々の手続きが必要である」ことが課題となっており、お土産として日本の農産物を購入することの妨げになっている。

(2) 農産物を販売する事業者にとって取組みやすい植物検疫の受検方法・体制

販売する事業者が個別に訪日外国人旅行者に対して受検に関する説明や手助けをすることは難しいため、モデル販売を通じて得た知見を整理して、課題解決に役立てる必要がある。

2.事業での取り組み内容

事業の目的を実現するため、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会（以下、JSTO）では、以下の3つの取組みを実施した。

2.1 植物検疫条件の認知促進活動について

2.1.1 訪日外国人旅行者に向けた認知促進活動

・リーフレットの作成および配布

訪日外国人旅行者のうち、英語圏およびアジア（韓国、中国、台湾、香港、インドネシア）の旅行者に対して、「日本各地の農産物」と「国別の植物検疫条件」を紹介するリーフレットを作成および配布して、お土産品としての日本農産物の魅力と国別に異なる植物検疫条件の情報を発信した。

・主な設置場所

海外…在外旅行会社の店頭や日本政府観光局（以下、JNTO）の各支店、海外旅行博等
国内…訪日外国人旅行者向け観光案内所やショッピングセンター、観光農園等

・対象とした国（言語）

シンガポール、香港（英語）、インドネシア（インドネシア語）、
中国（中国語：簡体字）、台湾（中国語：繁体字）、韓国（韓国語）

（図表1）作成したリーフレット（参考資料5-31p拡大参照）



- ・訪日外国人旅行者向けホームページ開設（Japan Fruit Shopping Guide）

訪日外国人旅行者向けに、「おすすめの美味しい農産物と農産物を食べられる、購入できる店」を紹介する情報サイトとして開設した。お土産として日本の農産物の魅力を前面に押し出すことで関心を惹き、お土産として持ち帰るための検疫条件を、国別に紹介している。

(図表2) 訪日外国人旅行者向けホームページ
(Japan Fruit Shopping Guide)
<http://j-fruits.com/en/>
(※本サイトは広告出稿などを行わず、自然流入のみ)

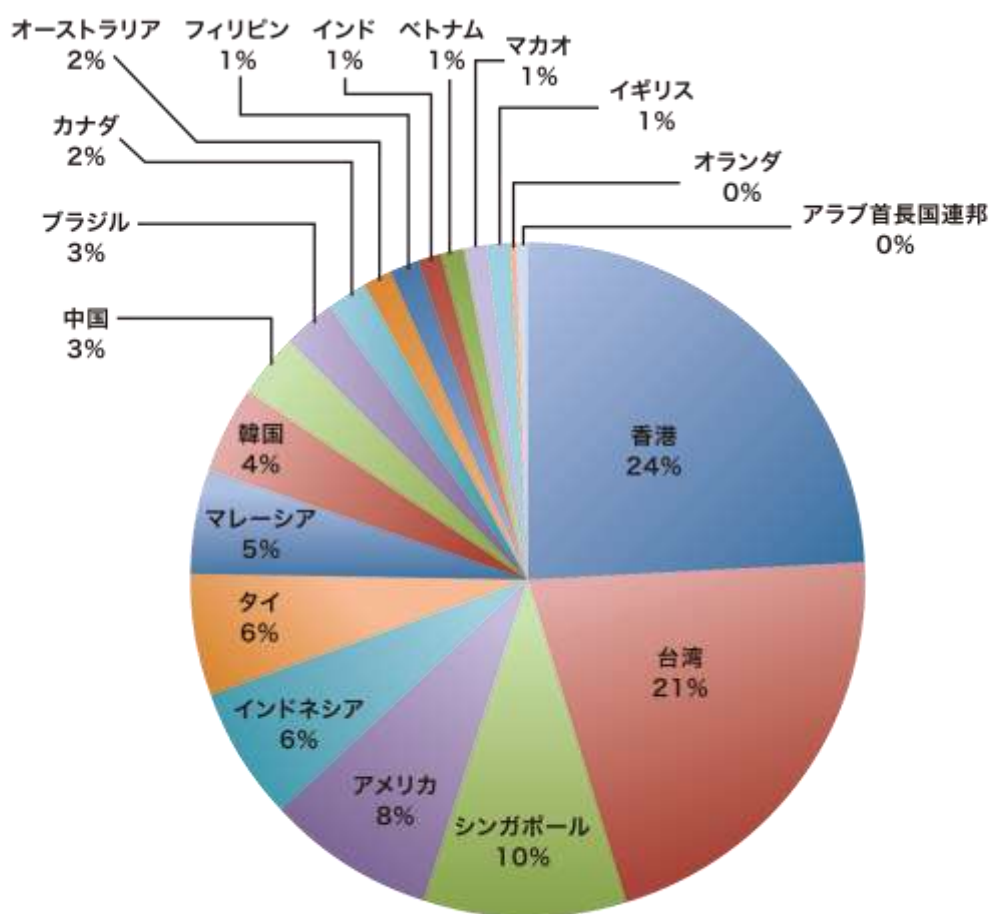


(参考資料 5-32p拡大参照)

各フルーツの詳細ページに、特長や旬の時期、食べられるおよび購入できるお店の情報に加えて、「お土産として持ち出しできる国」を国旗画像と共に掲載している。対象言語は以下のとおりである。(対象言語:英語、インドネシア語、中国語「簡体字」、「繁体字」、韓国語)

これにより、直感的に「自国に持ち帰られるかどうか」の判断を可能にしている。また、「日本のフルーツ、日本の果物、お土産、輸出検査、植物検疫、輸出検査申請書」といったキーワードで検索する訪日外国人旅行者をターゲットに設定した。さらに、JNTOのホームページとも連携している。なお、以下のような国順で利活用されている。

(図表3) Japan Fruit Shopping Guide 検索する訪日外国人旅行者 国別順位上位20選



2.1.2 国内事業者に向けた認知促進活動

・デスクマットの作成および設置

訪日外国人旅行者がお土産を購入する観光農園などを対象にデスクマットを配布した。デスクマットに掲載されている情報は、海外へ農産物をお土産として持ち帰る際に、国別・品種別ごとの輸出植物検疫受検の必要性の有無について、○×形式で整理した図表に盛り込んでいる。国内の販売事業者自身が確認できることとあわせて、販売事業者が訪日外国人旅行者に対応する際に説明しやすい仕様となっている。また、前出と同様、裏面には具体的に検疫受検の手続きを、ピクトグラムを用いたフロー図で紹介している。

(図表4) 制作したデスクマット

(表面)



(裏面)



・ポスターの作成および設置（２種類）

(参考資料 5-34p-35p 拡大参照)

ポスターは以下の２種類を作成した。１つは、前出のデスクマットと同様の内容およびデザインのものを作成して、販売店店頭等における国別の植物検疫条件の認知促進活動をおこない、販売事業者が訪日外国人旅行者に説明および販売しやすい環境を整備した。(図表５：ポスターA)

いま１つは、具体的なフルーツの写真を全面にしており、日本のフルーツの魅力と検疫条件を紹介する内容となっている。販売促進と検疫条件の認知拡大により、販売事業者が訪日外国人旅行者に販売しやすい環境を整備することを目的としている。(図表６：ポスターB)

なお、このポスターは、輸出検疫を受け、合格すれば持ち出すことができるタイとインドネシアに帰国する人を対象にしている。

(図表５) ポスターA

(参考資料 5-36p 拡大参照)

(図表６) ポスターB (参考資料 5-38p 拡大参照)



(対象言語：英語、中国「簡体字、繁体字」、
語、インドネシア語)

(対象言語：英語、タイ語)

(対象言語：英語、インドネシア語) 韓国語、タイ

・国内事業者向けホームページの作成

訪日外国人旅行者向けの小売事業者を主な対象として開設した本サイトは、主に「お土産農水産物国別販売手法検討会資料」や「お土産農産物植物検疫受検円滑化検討会」、「外国人旅行者向け植物検疫制度勉強会」などの情報を集約し、販売現場で使える情報や店頭POPなどを掲載している。

また、「訪日外国人向けお土産」や「農水産物販売促進協議会」といったキーワードで検索する小売業等の販売事業者をターゲットとして設定しており、本協議会に参加しやすい導線を組んでいる。

(図表7) ホームページの開設

「訪日外国人向けお土産農水産物販売促進協議会」(<http://omiyagefruits.jp/>) (参考資料5-42p拡大参照)



2.2モデル販売について

植物検疫受検円滑化に向けたモデル販売を、以下の2か所で実施した。

(図表8)モデル販売の実施期間と実施場所等の整理

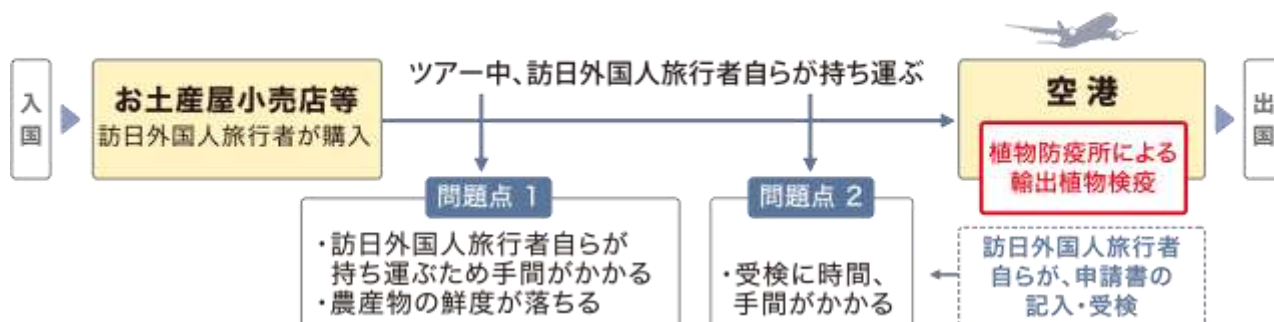
	夏	冬
目的	植物検疫円滑化に向けたトライアル販売	
期間	7月下旬～10月上旬	12月中旬～3月中旬
場所	北海道	九州
想定する主な購入者	タイ人・インドネシア人・台湾人	タイ人・インドネシア人
販売する農産物	メロン	いちご

2.2.1 北海道での取り組み

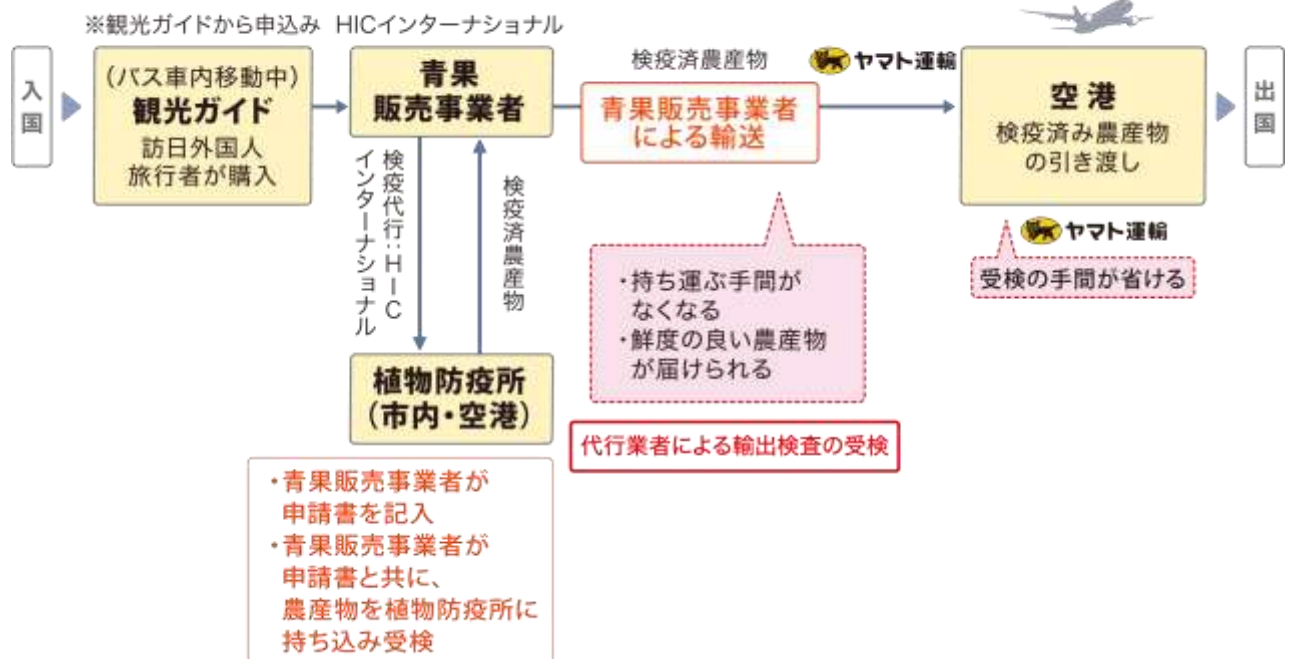
・モデル販売のフロー

従来の検疫手続きでは、「訪日外国人旅行者が旅行中に、荷物を持ち運ぶ手間がかかる」、「持ち帰るまでに農産物の鮮度が落ちる」、「受検の手続きに手間がかかる」等の問題点があった。そのため、これらの問題点を改善するために以下のモデル販売を実施した。

【従来の検疫手続き】 Before



【モデル販売のイメージ】 After



2015年7月下旬から10月上旬にかけて、北海道を観光する訪日外国人旅行者を対象にして、植物検疫円滑化に向けたモデル販売を実施した。主な品種はメロンで、受検場所は植物検疫所札幌支所および新千歳空港にて実施した。モデル販売のフローは図表9のとおりである。

(図表9) モデル販売のフロー(タイ)



このモデルは、団体ツアーバスの中で、添乗員によるメロンのカタログ販売をおこない、購入を希望する訪日外国人旅行者は受検済の状態、帰国日に空港で受け取れるモデルである。モデル販売のフローは次の、5つのステップで構成される。

1	訪日外国人旅行者がバス車内で青果(メロン)の購入希望数を添乗員に申し込む
---	--------------------------------------



2 添乗員は、団体合計の申し込み数を青果販売事業者に発注する



3 青果販売事業者が、最寄りの植物防疫所に青果(メロン)を持ち込み受検を代行する



4 発給された合格証明書と検疫済の青果(メロン)を空港に配送する



5 添乗員が空港受取カウンターで検疫済の青果(メロン)を受取り、
訪日外国人旅行者に渡す

この販売モデルの特長は青果販売店に立ち寄ることなく、観光移動中に添乗員を通じて、購入できることである。あわせて、受検済の状態では日本国内の空港で、商品を受け取れるため、訪日外国人旅行者が購入や検疫に時間をかけることなく、お土産として持ち帰ることが可能となる。ただし、空港の荷物預かり所には、冷蔵で保管できる設備がないため、空港に配送できる農産物は常温保存でも品質の劣化が限定的な、メロン等に限られてしまう。冷蔵保存が必要な農産物（いちご等）を受け渡しする場合は、空港内に冷蔵で保管のうえ、受け渡しできる設備が必要になる。

つぎに、青果販売店の店頭を活用した台湾へのモデル販売についてのフローを、図表10にて説明する。

(図表10) モデル販売のフロー(台湾)



台湾においては、日本を含む外国から農作物を携帯品として国外へ持ち出しすることが原則として禁止とされている。ただし、「HOP1」のような訪日外国人旅行者向け食品小口宅配サービスを利用した場合、貨物として認められるため、持ち出しが可能であることが事前に確認できた。そのことから、台湾からの外国人旅行者に対するモデル販売のフローは「HOP1」の活用を前提として次の8つのステップで構成した。

